

仮訳

容器入り／包装された飲料水の一般規格 (ナチュラルミネラルウォーター以外)

GENERAL STANDARD FOR BOTTLED/PACKAGED DRINKING WATERS

(Other than Natural Mineral Waters)

CXS 227 - 2001

採択 2001 年、修正 2019 年

1. 適用範囲 (SCOPE)

本規格は、改訂コーデクス規格 CXS 108-1981 で定義されているナチュラルミネラルウォーター以外の飲用を目的とした水であって、既に包装された／容器入り¹で、人の消費に適しているものに適用する。

2. 解説 (DESCRIPTION)

2.1 包装された水 (Packaged waters)

「包装された水」(ナチュラルミネラルウォーター以外)とは人が消費するための水であって、天然に存在もしくは意図的に添加されたミネラル分を含むことができる；天然に存在もしくは意図的に添加された二酸化炭素を含むことができる；しかし、糖類、甘味料、香料又は他の食材を含んではならない。

2.1.1 水源によって定義される水

地下由来、地表由来にかかわらず、本規格の下に定める「水源によって定義される水」は、以下の特性を有する。

- a) 地域水道を経ていない特定の環境にある水源に由来している；
- b) 水源の化学的、微生物学的及び物理的水質に対するいかなる汚染あるいは外部からの影響を回避するために、汚染を受けやすい周辺内での予防手段措置がとられている；
- c) 水源本来の微生物学的な純粋性、及び水源で形成された本質的な化学成分を保証する採水条件；
- d) 水源において、微生物学的見地から常に人の消費に適しており、さらにセクション 3 及び 4 の条項に従って包装されるまで及び、されている間、特別な衛生的予防手段によりその状態が保たれている；
- e) セクション 3.1.1. で許可されているもの以外のいかなる改変あるいは処理も行っていない。

2.1.2 調製水

「調製水」とは、サブセクション 2.1.1. 水源によって定義される水に課されている条項すべてを満たしていない水をいう。これらはいかなる種

¹ 包装済食品の表示に関する一般規格の定義によると、「消費者あるいは集団給食用に提供される包装済食品」

類の水源に由来しても差し支えない。

3. 本質的成分と品質要素 (ESSENTIAL COMPOSITION AND QUALITY FACTORS)

3.1 包装された水の改変と取り扱い

(Modification and handling of packaged waters)

3.1.1 水源によって定義される水に許される物理化学的改変と抗菌処理

水源によって定義される水は、包装の前に、以下のサブセクションに述べるもの以外の改変、あるいは処理を行ってはならない。ただし、これらの改変又は処理、及びこれらを達成するために使われる工程²は、包装を行う際、これらの水の本質的な物理化学的性質を変更せずに、また、化学的、放射線学的、微生物学的安全性を脅かすものであってはならない：

3.1.1.1 本来の成分を改変する限定処理

- ・ 溶存ガスの低減及び/又は除去（及び pH の変化を招くことあり）；
- ・ 二酸化炭素の添加（及び pH の変化を招く）及び湧出地に存在する本来の二酸化炭素の再注入；
- ・ 鉄、マンガン、硫黄（S⁰ 又は S⁻として）化合物のような不安定成分、及び通常の温度と圧力下での、カルシウム-炭酸平衡における過剰炭酸塩の低減及び/又は除去；
- ・ オゾン処理の結果生ずる副生成物の濃度が、セクション 3.2.1 で規定する最大許容量以下という条件での空気、酸素及びオゾンの添加；
- ・ 温度の低下及び/又は上昇；
- ・ もともと存在した元素であって、セクション 3.2.1 の規定による放射能の最高濃度あるいは最高量を超えるものの低減及び/又は分離；

3.1.1.2 水源によって定義される水の抗菌処理

人の消費に対する水源本来の微生物的適合性、水源によって定義される水の本来の純粋性、及び安全性をもつばら保持するために、抗菌処理を単独、又は複合して使用してもよい。

3.1.2 調製水の物理的及び化学的改変と抗菌処理

調製水は、いかなる微生物学的処理及び原料の水の物理的、化学的性質を改変するいかなる処理も行うことが出来るが、それらの処理の結果、調製水が既に包装された水に対する化学的、微生物学的、放射線学的安全要件に関するセクション 3.2 及び 4 のすべての条項を満たすことを条件とする。

3.2 包装された水の化学的および放射線学的水質

(Chemical and radiological quality of packaged waters)

² これらの工程には、容器入り/包装された飲料水の衛生規範(ナチュラルミネラルウォーター以外)のセクション 5.2 に記載されている技術を含む。但し、これら技術は、本規格のセクション 3.2.1 に概説する条項に従っている。

3.2.1 化学的、放射線学的物質の健康関連限度値

包装された水は、健康に害を与えらると思われる量の物質を含み、あるいは放射線を放射してはならないものとする。この趣旨から、すべての包装された水は世界保健機関が発行する最新版の「飲用水水質ガイドライン」の健康関連要件に従うものとする。

3.2.2 ミネラル分の添加

包装前の水に対するミネラル分の添加は、本規格に概述した条項に従わなければならない、更に、適用可能であれば、食品に対する基本栄養素の添加に関する一般原則(CXG 9-1987)の条項に従わなければならない。

4. 食品添加物 (FOOD ADDITIVES)

炭酸入り製品製造のための二酸化炭素添加以外に添加物を含まないこと。

5. 衛生 (HYGIENE)

5.1 実践規範 (Code of practice)

本規格の条項で言及されているすべての水は、食品衛生の一般原則 (CXC 1-1991) 及び容器入り／包装された飲料水 (ナチュラルミネラルウォーター以外) (CXC 48-2001) の衛生実践規範に従って、採水、輸送、貯蔵、及び適用可能であればその処理、又は包装を行うことを勧告する。

5.2 水源によって定義される水の水源の承認と検査

(Approval and inspection of the source for water defined origin)

水源によって定義される水の水源の最初の承認あるいは検査は、帯水源のタイプによって適用される適切な科学的調査 (水文地質学、水文学など) に基づかなければならず、更に、水源、設備、及び採水作業の安全性を証明するものである水源及び涵養域の現地調査に基づかなければならない。水源の最初の検査は、本質的な成分、温度、流量 (天然の水源の場合)、及びセクション 3.2.1 で特定されている化学的、放射線学的要因、並びに世界保健機関発行「飲用水水質ガイドライン」の最新版に適合した微生物規格を定期的に監視することにより、規則に基づいて確認されなければならない。水源調査の結果は、輸入国の要請に対し、それが利用できるようになされていなければならない。

6. 表示要件 (LABELLING REQUIREMENTS)

販売前に包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) に加えて、以下の条項に従うものとする。

6.1 製品の名称 (Name of the product)

各国は、その国の法規に明示され、文化的、伝統的な習慣を抛りどころとするその国の消費者の期待を反映する適切な名称を選ぶことができる。しかしながら、そのような表示要件を設定する際には、本規格に適合するい

かなる製品も本規格にある分類を反映し、更に消費者を誤解させないように方法で表現できるように保証するため考慮を払わなければならない。

6.1.1 製品の名称は、セクション 2.1 の分類に基づき、以下のように行うものとする。

6.1.1.1 水源によって定義される水

セクション 2.1.1 に規定する規準及び各国で設定された追加の規準であって、当該水の名称を特定の名称又は唯一の名称に限定しているものに適合する水の場合、そのいずれかの適切な名称(名称類)。

環境の異なる水源から得た水を混合する場合は、各水源を表示するものとする。

本規格による水源によって定義される水のみが、その水源に関連した名称、あるいは特定の水源の印象を与えるような名称とすることができる。本規格に従って調製水を表現するために各国が使用又は選定した名称は、水源によって定義される水に適用することはできない。逆もまた同じである。適用可能な場合、選定した名称の定義に対する各国が設定する追加規準は、本規格の条項と矛盾してはならない。

6.1.1.2 調製水

セクション 2.1.2 に規定する調製水、及び各国で設置された追加の規準であって、当該水の名称を特定の名称又は唯一の名称に限定しているものに適合する場合、そのいずれか適切な名称(名称類)。

6.1.2 炭酸ガスの添加

6.1.2.1 次の各々の記述を以下の基準に従ってラベル上に明示しなければならない：

水源によって定義される地下水の場合で、包装後に通常の温度と圧力下で、二酸化炭素が自然に、目に見える状態で放出され、また、その二酸化炭素が水源の湧出地点に由来し、更に±20%の技術上の誤差を考慮した上で同じ源泉からのガスを再注入する場合も含めて、源泉そのものと同じレベルで存在するのであるならば、「天然炭酸入り」又は「天然発泡性」。

水源によって定義される地下水の場合で、包装後に通常の温度と圧力下で、二酸化炭素が自然に、目に見える状態で放出され、また、その二酸化炭素が水源の湧出地点に由来するものではあるが、同じ源泉からのガスを再注入する場合も含めて、その圧力が源泉そのものより少なくとも20%高いレベルを示すのであるならば、「二酸化炭素強化」。

すべての水の場合で、包装後に、通常の温度と圧力下で、二酸化炭素が自然に、目に見える状態で放出され、更に、その二酸化炭素がその水の湧出地点の水源から得られるものと全く同じでないならば、「炭酸入り」又は「発泡性」。

- 6.1.2.2** 包装後に、通常の温度と圧力下で包装を開けたときに、二酸化炭素が目に見えることも、自然に放出することもなければ、「非炭酸」、「非発泡性」又は「スティル」という用語を適用できる。

6.2 追加表示要件 (Additional labelling requirements)

6.2.1 化学組成

ボトルドウォーターの総溶解性物質を主要表示パネルに明示できる。水源によって定義される水については、製品の特徴を伝える化学組成もまたラベルに明示することができる。

6.2.2 地理上の場所

管轄権をもつ当局の求めがある場合、特定環境の帯水源及び/又は水源によって定義される水の水源によって定義される水の水源の正確な地理上の場所を、適用法規に規定する方法で明示しなければならない。

6.2.3 水道からの調製水

調製水が公営又は私営水道から給水され、続いて包装/容器詰され、もとの組成を改変するための更なる処理を行わない、あるいは二酸化炭素又はフッ素の添加を行っていた場合、“公営又は私営水道水使用”という文言を主要表示パネル上に製品名と共に表示しなければならない。

6.2.4 処理

管轄権をもつ当局の要求がある場合、包装前に包装された/容器入り水が認可処理により改変されていたならば、改変又は処理の結果を適用法規に規定する方法で明示しなければならない。

6.3 表示禁止事項 (Labelling prohibitions)

- 6.3.1** 医薬(予防薬、緩和剤又は治療薬)効果に関する主張は、本規格に含まれる製品の性質についてこれを行ってはならないものとする。消費者の健康に関して有益なその他の効果についての主張は、それが真実かつ誤解を生じない場合を除いて行ってはならない。

- 6.3.2** 地方名、村名または特定地名は、その商品名に選ばれた場所で採水された水源によって定義される水を指すのでなければ、その商品名の一部を成すことができない。

- 6.3.3** 販売を行う場合、包装された水の環境、源泉、成分組成及び特性に関し、公衆の心理に混乱を作り出すような記述又は絵入りの意匠の使用、もしくは公衆を惑わす何等かの方法の使用は、いかなるものもこれを禁止する。

7. 分析およびサンプリングの方法 (METHODS OF ANALYSIS AND SAMPLING)

分析およびサンプリングの方法に関する関連 Codex 文書を参照のこと。